

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成21年  
10月6日  
(火曜日)

## 目次

告示  
平成二十一年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課).....

道路の区域の変更(道路整備課).....

公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....

下関都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....



### 山口県告示第三百八十一号

平成二十一年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十一年山口県告示第七十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月六日

山口県知事 二井 関成

二 調査地域中「阿武郡阿東町大字生雲中」の下に「及び大字生雲東分」を加える。

### 山口県告示第三百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年十月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 下松田布施線  
道路の区域

区 間	旧 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下松市大字来卷字六迫一七六の一地 先から 同市 同大字 同字一九八の一地先 まで	最狭 三〇・四	最狭 四九・三		一〇四・二	
	一〇四・二				



### (三一八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十一年十一月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人キユアポート  
代 表 者 の 氏 名 鬼村洋太郎  
主たる事務所の所在地 長門市三隅中三三四番地

(三一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年五月十九日山口県公告(一六八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市産業観光部産業政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 パルティ・フジ新南陽

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(三二〇) 下関都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十月六日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市秋根上町二丁目、秋根上町三丁目及び大字勝谷

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十一年十月六日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課